# 広報

編集•発行/川西市人権推進多文化共生課 〒666-8501 川西市中央町12-1 TEL 072-740-1150 FAX 072-740-1151

-出会い 気づき 発見-

人権擁護都市宣言・非核平和都市宣言のまち 川西市

久代小学校6年 ◆小学生高学年の部

桐原

**瑞**みづき さん

暗や 明るくする 4 を

0 は 君 0 吉



人権文化をすすめる県民運動」に伴う

ヤ 牧の台小学校4年 谷口 ◆小学生低・中学年の部 め ょ の一言で か

わるも 心乃香か



なくそう差別

一般の部

川西小校区人権啓発推進委員会 秋田

さん

思 見えな 11 や 1)

素敵 贈 ij 物



2023年度も「人権川柳コンテ スト」に小・中学生の皆さんをは じめ多数ご応募いただきました。 その中で、各部門の優秀賞に 選ばれました4作品をご紹介い たします。

東谷中学校2年 ◆中学生の部

差別 0 な 真ま緒ぉ 11 世界



# じんけん写真 201 コンテストinかわにし

作品募集 人権の視点で身近な風景を写してみませんか

データのみの 送付でOK!

共通テーマ『共に生きる』

応募資格 市内在住、在勤、在学の人

最優秀賞 1点 副賞(図書カード5千円分) 優秀賞2点副賞(図書カード3千円分) 作 3点 副賞(図書カード1千円分) ※入賞作品は、市の啓発事業に活用します。

締め切り <sup>2023年</sup> **29日** 

主催/川西市 (問い合わせ)人権推進多文化共生課 ☎740-1150

※応募方法などの詳細は人権推進多文化共生課のホームページをご覧ください。こちら ■





テーマ「希望」 昨年度の入賞作品

# **多様性を認め合い 誰もが幸せに暮らせるまちに**

公布・施行 令和5年6月23日

# LGBT理解增進法

(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)

本年6月、国会において上記の法律が可決・成立し、23日公布・施行されました。 下記にその概要を掲載します。



#### 〈概 要〉

#### 目的(第1条)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及び ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の 増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及 び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の 策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及び ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を 涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多 様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

#### 定義(第2条)

「性的指向」→恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」→自己の属する性別について の認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

#### 基本理念(第3条)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指 向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本 的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの であるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデン ティティを理由とする不当な差別はあってはならないもので あるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共 生する社会の実現に資することを旨として行われなければな らない。

# LGBT(Q)とは・・・・

レズビアン:女性同性愛者

G ゲイ:男性同性愛者

B バイセクシュアル:性的志向の対象が性別に とらわれない人

トランスジェンダー:生まれもった身体に違和感をもち、 身体の性別とは異なる性別で

生きることを望む人

クエスチョニング:性自認や性的志向がわからない人、 迷っている人、決めたくない人など

#### 国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力(4条)

- ・毎年1回、施策の実施の状況を公表(7条)
- ・基本計画の策定(8条)※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・学術研究その他の必要な研究(9条)
- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(10条)
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策(10条)
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会 議の運営(11条)
- ・指針の策定(12条)

#### 地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解 の増進に関する施策の策定及び実施の努力(5条)

- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(10条)
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策(10条)

#### 事業主等の努力

・労働者や児童等の理解の増進に自ら努める(6条) 事業主の役割(10条)

・情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談 体制の整備等の必要な措置

学校※の設置者の役割(10条)

- ・家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備等
  - ※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。
- ・国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する 施策への協力の努力(6条)

#### 留意事項(第12条)

・措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

#### 見直し規定

この法律の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※「ジェンダーアイデンティティ」…(Gender Identity)の日本語訳として広く用いられているのが「性自認」です。性同一性障害(Gender Identity Disorder=GID)という言葉の「性同一性」もジェンダー・アイデンティティの日本語訳で、元は同じ意味です。

# 多文化共生のまちづくりに向けて

※「多文化共生」…広い意味で、国籍や民族だけではなく、性別、年齢、志向、価値観などが異なる様々な文化や個性をもった人々が、互いの違いを認め合いながら、地域社会の一員として共に生きていくこと

2022年~2026年度 法務省・出入国在留管理庁

# 外国人との共生社会の 実現に向けたロードマップ(計画表)

〈概要〉

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)

#### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員 として外国人が包摂され、全ての人が安 全に安心して暮らすことができる社会

#### 多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての 人が社会に参加し、能力を最大限に発揮 できる、多様性に富んだ活力ある社会

#### 個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個 人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見 なく暮らすことができる社会

#### 2 取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)

- ① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- ② 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- ③ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ④ 共生社会の基盤整備に向けた取組

#### 3 重点事項に係る主な取組

- ☆ 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- ○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- ○生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等 【文科省】《8》
- ○日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

#### ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- ○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- ○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び 重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- ○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】 《31》《32》

#### ☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- ○子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- ○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定 員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- ○ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談 員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管 理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- ○留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携 や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するた めの取組の実施【文科省】《59》
- ○「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

#### ☆ 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- ○「外国人との共生に係る啓発月間(仮称)」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- ○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育 の更なる普及・充実を推進【文科省】《71》
- ○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握 のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- ○出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に 把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- ○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- ○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等 について検討【法務省】《86》

にほんごこうしぼらんでいる がいこくじん たいしょう にほんごこうざ かいさい 日本語講師ボランティアによる外国人を対象にした日本語講座を開催しています。

●日 時:毎週木曜日 午後6時30分から午後8時(90分) ●場 所:アステ6階アステ市民プラザ

●受講料: 2,500円(全10回分) (注)別途、テキスト代が必要となる場合があります。

●開講月:4月~6月・7月~9月・10月~12月・1月~3月

くゎ かわにししこくさいこうりゅうきょうかいじむきょく と あ でんわばんごう じんけんすいしんたぶんかきょうせいか詳しくは、川西市国際交流協会事務局へお問い合わせください。 電話番号072-740-1150(人権推進多文化共生課)



# 人権啓発映像ソフトライブラリーの紹介

#### 地域や職場での人権学習にご利用ください!

◆さまざまな人権課題(ジャンル)のソフトを取りそろえています。 ※申し込みは、人権推進多文化共生課 TEL:072-740-1150へ

ライブラリーは、ホームページに掲載しています。





2022年度購入分の「バースデイ」など

#### 川西市·特設人権相談 ※予約優先·無料 TEL: 740-1150

#### 毎月第3金曜日の午後1時~4時

市役所4階人権推進多文化共生課相談室等で、市内の人権擁護委員2名が相談をお受けします。

- ●お急ぎの時は、法務局の人権電話相談へ TEL:0570-003-110(平日 8:30~17:15)
- →「人権擁護委員」とは・・・・人権擁護委員は、市町村(特別区を含む。)の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された 民間の人たちです。現在、川西市では、12名の人権擁護委員が委嘱されています。

#### 子どもの人権相談 ひとりで悩まないで!…困ったときは「子どもの人権オンブズパーソン」へ

### フリーダイヤル 0120-197-505

おとなの人も相談できます

りょうほう

費用は、両方とも無料

●相談日 平日の午前10時~午後6時 ※これ以外の日時は、留守番電話、手紙、FAXで FAX:072-740-1233 手紙:〒666-8501 オンブズパーソンあて 場所:市役所5階



### よみかき教室かわにし

そうごう とき: 毎週金曜日 13:30~15:00 ところ: 総合センター

がくしゅうないよう: ひとりひとりにあったもの

まいしゅうきんようび

「夜間よみかき教室」もあります。 とき: 毎週金曜日18:00~20:00 ところ: 総合センター

かわにししひだかちょう

といあわせさき・もうしこみさき でんわ:072-758-8398 ところ:川西市日高町12-1 川西市総合センター

# 「折り鶴平和大使」 派遣事業の概報

令和5年8月5~6日、市民公募で選ばれた、高校生の 小室 苺々春さんと中学生の出野 穂和奏さんが 広島の平和記念式典に市民代表として 参列するとともに折り鶴を奉納してきました。

※折り鶴平和大使の「ヒロシマ日記」などの詳細は 12月号で報告します。



市民から寄せられた 多くの干羽鶴



8月5日、 広島・原爆ドーム前の2人

### 「戦争にまつわる体験記」募集

戦後78年。戦争の記憶を風化させないため、戦時中の記憶や思い出などを募集します。

- ●1200字程度にまとめ人権推進多文化共生課へ送ってください。(郵便かFAXかメールで) ※文章は趣旨を変えずに直すことがあります。
- ●対象は市内在住・在勤・在学者(戦時中含む)

詳しくは人権推進多文化共生課のホームページをご覧ください。



しめきり 令和5年9月29日まで

